

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成29年2月2日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時32分

出席者 委 員 委員長 広瀬 昌子

茂呂 健市 青木 一男 白石 幹男

大川 秀子 天谷 浩明 小堀 良江

福田 裕司

議 長 海老原 恵子

事務局職員 事務局長 稲葉 隆造 議事課長 田嶋 亘

課長補佐 金井 武彦 主 査 藤澤 恭之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	高橋	一典
保険医療課長	藤平	恵市
保険医療課副主幹	大阿久	剛
保険医療課副主幹	氏家	道夫

平成29年栃木市議会
民生常任委員会議事日程

平成29年2月2日 午前10時開議 全員協議会室
日程第1 陳情第3号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」に関する陳情書

◎開会及び開議の宣告

○委員長（広瀬昌子君） ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○委員長（広瀬昌子君） 本日の議事日程は、配付のとおりでございます。

◎陳情第3号の上程、採決

○委員長（広瀬昌子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、陳情第3号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」に関する陳情書を議題といたします。

本件につきましては、昨年の12月定例会におきまして本委員会に付託され、さらに慎重に審査をする必要があることから、継続審査となっているものです。

なお、本日は審査を進めるに当たり、執行部の皆様にご協力をいただき、栃木市における高額療養費や後期高齢者医療の状況についてご説明をいただくこととなりました。執行部の皆様におかれましては、年度末に向けて大変お忙しいところご協力をいただきまして、ありがとうございます。

初めに、高橋生活環境部長からご挨拶をお願いいたします。

○生活環境部長（高橋一典君） おはようございます。日ごろから議員の皆様方にはいろいろとご支援をいただきまして、ありがとうございます。

本件につきましては、これから栃木市の現状などをご説明申し上げますが、お聞き取りいただきまして慎重審議をしていただければ幸いに思っております。本日はよろしくをお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 次に、藤平保険医療課長からご説明を願います。

なお、ご説明は着席のまま結構でございます。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 皆さん、おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、陳情第3号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」に関する陳情についてですが、説明の内容としましては、70歳以上の高額療養費及び75歳以上の後期高齢者の窓口負担について、今までにわかっている国及び県からの情報をもってお知らせするということでの説明とさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

最初に、高額療養費についてであります。資料については1ページから4ページまでの厚生労働省からの通知文の写しになりまして、市にも同じ写しが県から届いているところでございます。

高額療養費につきましては、高額療養費制度ということで、ご存じのとおり、家計に対する医療費の自己負担分が過重とならないために、医療機関の窓口において医療費の自己負担分を支払っていただいた後に、月ごとの自己負担分を超える部分について、事後的に保険者から償還されるという制度となっております。

見直しの経緯についてなのですが、その1ページの前文の記載のとおりでありますけれども、確認のためにちょっと読み上げてみます。平成27年の6月30日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015」及び平成27年12月24日経済財政諮問会議で決定した「経済・財政再生計画改革工程表」等に基づきまして、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において議論されてまいり、平成29年度の予算政府案が平成28年12月22日に閣議決定されました。そのことから、その内容について通知をされたものでございます。

まず、第1の見直しの趣旨ですが、今回の見直しは、制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、高額療養費の算定基準を見直すものでございます。

次に、見直しの内容については、4ページの表がわかりやすいものですから、そちらをもって説明をさせていただきたいと思っております。まず、見直しについては2段階で2年にわたり実施されるということになります。太線で囲まれた薄く黒くなっている部分が変更になる部分になります。最初に、第1段階としては、平成29年8月から平成30年7月までは現行の枠組みを維持したまま限度額を引き上げるというものです。

表の上段の現役並み所得者については、外来療養に係る算定基準について、現行の4万4,400円から5万7,600円に引き上げることになります。1万3,200円の引き上げになります。一般所得者については、外来療養に係る算定基準額について、現行の1万2,000円から1万4,000円に2,000円の引き上げるとともに、また新たに自己負担額の年間の合計額に対して上限の14万4,000円の算定基準額を設けることとなります。この年間限度額の新設については、外来特例の一般のみに適用いたしまして、長期間通院する患者さんの負担に配慮したものとしております。

入院療養等に係る算定基準額については、現行の4万4,400円から5万7,600円で1万3,200円の引き上げになるとともに、新たに多数回該当ということで4万4,400円の算定基準額を設けるということになります。多数回該当とは、直近12カ月間に既に3回以上高額療養費の支給を受けている場合には、その月の負担の上限がさらに引き下がるということで、4回目以降は5万7,600円ではなく4万4,400円になるというようなことでございます。

次に、第2段階については、右の表になるわけですが、平成30年8月から見直しされるものとなりますが、まず現役並み所得者については、外来療養に係る高額療養費の算定基準を廃止した上で、所得区分を細分化し、各区分の算定基準を設定するということとなります。

次に、一般所得者については、外来療養に係る算定基準額を1万4,000円から1万8,000円に

4,000円の引き上げということになります。入院と世帯合算の限度額については、第1段階の見直しと変更はございません。

以上が70歳以上の高額療養費の見直しの内容になります。

続きまして、後期高齢者の窓口負担についてということですが、資料についてはその次のページになります。同じく横書きのものになりますが、こちらの資料につきましては、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会の平成28年7月14日開催の資料の写しでございます。この中で議論がされている状況ということですが、こちらの後期高齢者の窓口負担については、現在国、県からの通知等は今のところ一切市には来ていないという状況でございます。

その資料の中の3ページのところになりますけれども、平成27年6月30日の閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2015」を踏まえ、平成27年12月24日の経済財政諮問会議で決定されました「経済・財政再生アクション・プログラム」において取り組み方針が示されておりまして、表の下から2行目になりますが、「医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、関係審議会等において検討し、集中改革期間中に結論を得る」としております。

次の4ページは、経済財政諮問会議で決定された経済財政再生計画の工程表になりますが、表左の負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化の観点において、表の中ごろの横軸の2018年度まで伸びているところですが、(2)の医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方として、「医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、70歳から74歳の窓口負担の段階的な引上げの実施状況等も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、結論」と示されており、集中改革期間の2018年度、平成30年度になりますが、までに結論を出すとしております。

次の5ページについては、医療費の動向ということですが、これは全体の国民医療費及び後期高齢者の医療費の状況ということで、年々伸びているという状況がわかるかと思えます。

次の6ページについては、後期高齢者医療制度の被保険者数の推移になりますが、毎年二、三%伸びているという状況でございます。もちろん栃木市におきましても同様に伸びているという傾向でございます。

7ページについては、医療費の一部負担割合についてですが、75歳以上は現役並み所得者を除き1割負担、70歳から74歳までの方は原則2割ですが、平成26年4月以降70歳になる方は2割負担で、それ以前70歳になられた方は予算措置により1割に凍結してきております。なお、70歳未満の方は3割、6歳未満の方は2割というふうになってございます。

次に、8ページですが、8ページについては、70歳から74歳の自己負担の特例措置の見直しになりますが、平成26年4月に新たに70歳になる方から段階的に法定負担割合の2割というふうになってございます。平成26年の3月末までに既に70歳に達している方については特例措置の1割を継続するということがございまして、昭和19年4月1日以前に生まれた方は自己負担分が1割だと、昭和19年の4月2日以降に生まれた方については負担区分が2割になっているということでございます。

す。

この表を見ていただければと思うのですが、平成30年度までがこの特例措置が受けられる期間になっております。平成31年度以降については、特例措置については今のところ新たに実施されるということはないものと考えられますので、それ以降は2割に移行するのかなというふうと考えられますが、その辺について議論がされていくのかと思います。

次の9ページは参考までの資料ですが、後期高齢者医療制度の負担区分別の被保険者数ということで、現役並み所得者数が約7割ということでありまして、低所得者の割合が約4割を占めているという状況だということ、これは全国の状況になります。

次のページになります。それでは、市の状況ということで、ちょっと簡単に記載した資料でありますけれども、まず高額療養費についてということで、これはあくまで国民健康保険の場合だけということでございます。社会保険については数字等はつかめてございませんので、国保のみということでご承知願いたいと思います。70歳以上の高額療養費ということで、平成27年度末で70歳から74歳までの方については、7,575人が保険者になっております。一般で7,234人、現役並みの所得者が341人でございます。

(2)の高額療養費の平成27年度の決算ということで、市の負担額でありますけれども、一般70歳から74歳までの分ということで3億343万円ほどになります。なお、件数については1万1,559件。現役並み所得者については2,726万円ほどになりまして、375件になります。なお、合計としましては3億3,069万円ということで、件数については1万1,934件が平成27年度の決算状況ということでございます。

次に、2の後期高齢者医療についてであります。被保険者数については、平成28年の10月末現在ということで2万2,575人でありまして、医療費の負担が1割の保険者については2万1,589人、95.6%が1割の負担の保険者でございます。3割の保険者については986人ということで、現役並みの収入がある方になります。986人でございます。

(2)の療養給付費の負担金ということで、こちらについては栃木市から後期高齢者連合への負担金でございますが、平成27年度の決算においては12億690万9,454円ということでございますが、こちらについては1割負担分の額に基づいて広域連合が按分して負担を割り振ったものということで、これは一般会計の法定負担金ということで市のほうから広域連合のほうに支払っているということでございます。

以上が、雑駁な説明になりますが、こちらからの説明とさせていただきます。

○委員長（広瀬昌子君） ありがとうございます。

本件につきまして、ただいまの説明の中でのご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

なお、ご質問につきましては、本陳情を審査するに当たり、執行部に対してわからない部分について参考までにお聞きするもので、それを踏まえた上でご発言をお願いいたします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 説明ありがとうございました。今の最後のことなのですけれども、ちょっとまだ数字がよくわかっていないので、済みません、数字を聞かせてもらいたいです。例えば改正後の案としまして厚生労働省のほうから来ました。ここには2の（2）、栃木市からの負担金が12億六千何万という数字になっているのですけれども、これは改正後は変わらないのか、まずちょっと聞きたいのですけれども。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） これは改正後、もし負担割合が2割になったと想定をいたしますと、広域連合の全体の財政が若干減るかと思えます。恐らく広域連合さんの負担が減ることになりますと、市のほうもその分の負担が若干減るのかなというふうに思われますが、その辺の数字についてはちょっとまだまだわからない状況ということでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ちょっとそれを数字を踏まえてからと思ったのですけれども。というのは、対象者の、今度は基本的には増えますよね、自己負担が、そのときの数字がどうなのかなというふうに、そこを聞いたかったのですけれども。今の状況としてどのぐらいアップするのか。収入というのはおかしいのですけれども、個人負担が。ちょっとわかればと思ったのですけれども。わかりますか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） その辺の数字については、なかなか今の段階で、ちょっと申しわけないのですが、ちょっとわからない状況です。

○委員長（広瀬昌子君） よろしいですか。

では、ほかにはないようですので、質問について、これをもちまして終了いたします。

執行部の皆様におかれましては、お忙しいところご協力いただき、大変ありがとうございます。

執行部の皆様、ご退席いただいて結構です。ありがとうございました。

〔執行部退席〕

○委員長（広瀬昌子君） これより審議に入ります。

なお、先ほどの執行部からの説明や前回の委員会での議論などを踏まえ、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する各委員の賛否などを自由にご討議いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） できるだけ市民の負担が少ないようにとは思っているのですけれども、全体的話ですが、医療費が年々増大しているということで考えていきますと、それなりの公平な負担と

いうものは必要なのかなというふうに思っております。私もこれ、きのうですか、よく読んで、3時間ぐらいやったのですけれども、はっきりした結論は出ないのですが、どちらかといえば、やっぱり高齢者が増えている時代の中において、高齢の負担者が負担すべきものもやっぱりちょっと上げていただかないと現役の、例えば現役といっても子育て最中の方とか、非常に負担ものしかかっているわけです。このまま行くとどうなのかなという不安はあるものですから、私は今この席でははっきり言えないのですけれども、言葉といえば、仕方がないのかなというふうに思うのですが、何かの意見が出せればいいかなというふうな現状であります、やむを得ないかなというところでは。

○委員長（広瀬昌子君） はい、わかりました。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 12月議会において審査している途中では、国の高額療養費等についても方針が示されたわけけれども、その後について、やはり低所得者に対する軽減措置というのがはっきり出されておりますよね、新聞報道にもありました。そんなところで、やはり低所得者には配慮した見直しがされるのではないかなということで、ある程度の所得者に対しては、これからの国保の財政を考えると、これはやむを得ないことではないかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 私は12月議会と全く変わらないですけれども、年金もまた下がるというような状況があって、その中であって、負担はまた増えていくということで、非常に高齢者は、我々もそうですけれども、年とれば病気がちになるというのは当たり前のことで、それをちゃんと保障していくのが国のあり方だと思うのです。そういった中で、また負担増というふうになるのはいかがなものかなと思います。

負担が大きくなれば、医者にかかろうか、軽いうちにかかってしまおうかというのがなくなって、本当にぎりぎりまで我慢してかかるということになれば、逆に医療費が上がるということにもなるので、そういった面からもその負担は軽くすると、窓口での、そうすべきだと思います。

だから、これは多くの市民も、これは保険医団体というのかな、そこから出た陳情ですけれども、多くの市民も思っていることだから、そういうことで議会としては、市民の負担というか、それを抑えるための意見を出すべきだと思います。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに。

青木委員。

○委員（青木一男君） 今回の陳情書は、高額療養費と後期高齢者の窓口負担という2つについての陳情書になっておりますが、まずちょっと先ほどの説明等を分析しますと、高額療養費に関しては応能負担というのですか、高額所得者に対してはやはりそれなりの負担をしていただくという形で、

やはり今までそういった形ではなかったものですから、私はこれに関しては、先ほど天谷委員も言っておりましたが、難しい部分もあるのですけれども、私はこれはやむを得ないのではないかというふうに感じております。

それと、後期高齢者医療制度ははっきりとまだ明確には出ていませんが、段階的に2割負担で、平成30年度からは2割負担になるということらしいのですが、やはり今のちょっと国の財政状況ですか、考えた場合、こういった形での医療制度を継続するということを踏まえれば、やはりこういった形で負担増というのもやむを得ないのかなというふうに感じております。それで、高齢者に対して、優遇ではないのですけれども、やはり高齢者の方を困らせるわけではないと思うのですが、この制度がもし破綻するようなことがあれば、今の若い人たちとか子供さんたちにツケが回るということで、私はこれから年をとっていく、誰でも年を重ねていく上に当たって、一人一人のこういった高額な医療費がかかるのだよということで自覚をして、自分のまず健康、一人一人のみずからの健康をしっかりと得て、こういったことがあるのだよと、国のためにも自分の健康が少しでも負担にならないのだよということをちょっと意識づけられればいいのかなというふうに感じております。私は、こういった形ではやむを得ないのかなと思っております。

また、介護保険制度に関しても、中小企業とか公務員の方の負担が増えるということです。なかなかちょっと負担負担という形で大変かもしれませんが、私はやむを得ないのではないかというふうに感じております。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 基本的には私も12月の議会と全く同意見でございます。まず、何で国がこういう制度を提案したかということは皆さんもご承知のように、やっぱり財政面で、国保の財政というのはもう破綻しそうなのです。それは栃木市も全く一緒のことで。それで私、今この制度70歳とか75歳と一くくりにしてはいますがけれども、75歳以上の方でも働いて所得がある人も当然いるし、一緒くたに高齢者はみんな大変なのだという見方もできますけれども、中身というのはそうではないと思うのです。やっぱり本来手当てすべきものは弱者救済なので、それでも収入がない方ですとか、そういう保護を手厚くするのが本当の政策であって、これは一緒くたに、だから70歳以上を段階的に2割負担させるというのは、今のままそれでサービスは高く負担は少なくという考えでやっていると成り立っていかないのが現状なわけです。だから国も、それは栃木市だけではなくて、全国的にそういう傾向があって、みんなが破綻してしまうよということでこういうご提案しているのだと思うのです。

その中であって、今回の陳情については、見方によると一緒くたで70歳以上の方をと捉えていますけれども、私はそうではないと思うし、もっと切り口としては、そんなに病院へ通わなくても大丈夫な人もいるのではないかなと、それはまだ何のデータもございませんけれども、そういうところを切り口にやっぱり攻めるべきであって、あと保険医協会ですか、今回提案しているところと、

もっと大きい医師会との、何か意見の相違もあるのです。だから、その辺は、開業医から見た見方と、本当にお医者さんというか、医師会という本当の大きな医療団体から見た意見の違いということも、ちょっと納得しないというか、しているところなので、12月定例会と一緒に、この陳情については私は不採択でいいのかなという意見でございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 高額療養費制度も、よくよく見てみると、低所得者は現状維持、高額所得者には上げ幅を多くするというので、低所得者にはかなり配慮した制度になっているというふうに思います。

それから、後期高齢者の窓口負担におきましても、生まれた年によってですけども、もう70歳から既に2割負担になっている方もいる、そうでない方もいるということで、かなり猶予しているふうになっているというふうに思います。それが75歳になっても変わらず負担していただくということになると思うので、いろいろな現状を鑑みると、私はこの陳情に関しては不採択にせざるを得ないかなというふうに思っております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご意見がないようですので、これより陳情第3号について採決をいたします。

ただいまから陳情第3号を採決いたします。

陳情のございました、現行の高額療養制度、後期高齢者の窓口負担の継続を求める意見書を出してくださいということです。その陳情に対しまして採択することについて起立採決を行います。

本陳情を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

{	賛 成	白石幹男				
	反 対	茂呂健市	青木一男	大川秀子	天谷浩明	小堀良江
		福田裕司				

○委員長（広瀬昌子君） 起立少数であります。

したがって、陳情第3号は不採択とすべきものと決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

大変ありがとうございます。ご苦労さまでした。

(午前10時32分)